

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令及び告示の一部を改正することとする。

安息香酸について、新規飼料添加物として告示に指定する。

飼料添加物として、省令に以下を規定する。

- ・別表第 1 の 1 の（１）に、安息香酸の飼料中の含有量は 0.5%以下でなければならない
- ・別表第 1 の 1 の（２）に、体重がおおむね 70kg 以内の豚を対象とする飼料以外に用いてはならない
- ・別表第 2 の 8 に、製造の方法等の基準及び成分の規格

3 施行期日

公布の日